令和４年度「八重山の産業まつり」参加企業・団体・出展者募集要項

参加資格	・八重山の産業発展に寄与していること。 ・八重山地区で生産･製造･加工している、農水産物、そうざい、加工品（調味料等）、菓子、飲料、お酒、工芸品（織物、焼物、木工製品、アクセサリー等）、化粧品等を販売している事業者であること。 ・原則として、八重山地区商工会（石垣市･竹富町･与那国町）会員事業者であること。 ・その他主催者が有資格と認めた企業・団体・個人等。 **※出展者が多数の場合は、主催者側にて審査の上決定させていただきます。**
日時・場所	(1) 日時：令和４年10月８日（土）～ ９日（日）　時間：10:00～18:00（両日とも） (2) 場所：真栄里公園
出展規格 出展料 設備概要	**(1) 特産品販売コーナー：（2日間・1ブース）10,000円** ・テント：2.4（奥行）×2.4（間口）・備品：（W1.8mの会議用テーブル1台、イス1脚は主催者が準備します。 ・給水･排水：なし　**※（別途申込）電気コンセント1口3,000円** **(2) 実演販売コーナー（飲食）：（2日間・1スペース）10,000円** **・2間（3.56m）×4間（7.10m）スペース貸し（テント等は各自で準備すること。）** ・備品：（W1.8mの会議用テーブル1台、イス1脚は主催者にて準備します。 **※移動販売車での出店も可とする。** **※ ブース内の給水･排水設備は各自で準備お願いします。** **※（別途申込）電気コンセント1口3,000円** **※ 簡易営業に必要な許可を取得していること。**
出展に関する 注意事項	1. 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（別紙）の遵守をお願いします。 2. 間借り出展はできません。出展ブースを第三者に転売、又貸しすることはできません。 3. 出展申込事業者以外の企業の商品展示をする場合 ・ 出展者が複数に見られるような装飾は認めません。 ・ 出展申込事業者以外の社名表記は認めません。 ・ 上記２点以外に不適格とみなした場合、双方協議の上、出展中止とさせて頂く場合がございます。 4. 台風・災害等で中止になった場合は、納入いただいた申込金は基本的に返金致しません。 5. 会場の出展業者の配置については、主催者側で調整のうえ決定します。 **6. 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催内容変更・規模縮小・延期や中止等の可能性もございますので、ご理解お願い致します。**
出展料支払い	出展申込が多数の場合、主催者側にて審査を行い、出展事業者を決定して、令和４年８月８日（月）、出展事業者宛に請求書を送付しますので、令和４年８月31日（水）までに銀行振込又は商工会窓口にて現金でお支払い下さい。 ※ 振込み名義人とお申し込み人名が一致しない事例が発生しております。名義が異なる場合は事務局まで必ずご連絡をお願い致します。尚手数料は各自ご負担頂くようお願い致します。 ※ ９月６日（火）（出展事業者説明会）までにお支払いが確認できない場合は、誠に勝手ながら出展を無効とさせて頂きます。
出展取消し	出展申込後のキャンセルにつきましては時期に応じて下記のとおりキャンセル料を請求させていただきます 令和４年９月６日（火）～令和４年９月22日（木）までのキャンセルは出展料の５０％とします。 令和４年９月23日（金）～開催日（当日）までのキャンセルは出展料の１００％とします
出展者 説明会	**令和４年９月６日（火）：石垣市商工会２階　午後２時30分～午後３時30分** 会場説明、搬入搬出・注意点などの説明を行いますので必ずご出席ください。
申し込み	指定申込用紙（様式１、２、念書）に必要事項をご記入の上、石垣市商工会（事務局）へFAX又はメールでご提出ください。
申し込み期間	**令和４年７月11日（月）～ 令和４年７月29日（金）**
申し込み 問い合わせ	「八重山地区商工会広域連携協議会」（事務局：石垣市商工会） 住　所　：　〒907-0013　沖縄県石垣市浜崎町1-1-4 TEL・FAX　：　TEL：0980-82-2672　FAX：0980-83-4369 メール　：　info@i-syokokai.or.jp H　P　：　http://www.i-syokokai.or.jp/ 時　間　：　9：00～17：00（土曜日・日曜日・祝祭日途く）

令和４年度「八重山の産業まつり」出展者注意事項

１．出品・販売物

(1) 出品基準

①包装・意匠及び容器が適切なもの。

②価格が適切なもの。

③食品衛生法、計量法等の法規に違反しないもの。

④容器又は重量が適切なもの。

⑤その他、主催者が展示に適当と認めたもの。

(2) 展示方法

①出品物には、必ず、品名、小売価格等を表記すること。

②出展者は、出来るだけ商品の生産（製造）場所、工程、特徴などをわかりやすく記載したパネル、印刷物などにより、内容の紹介を行うこと。

２．出展について

(1) 出展規格は次の通りとする。使用、設営・撤去は、主催者の指示通りに行うこと。

①特産品販売コーナー

→対面 2.4m×奥行 2.4mを１ブースとする。

（主催者が準備）テント（対面 2.4m×奥行 2.4m）、会議用テーブル１台、イス１脚

※使用什器等は各自で手配すること。（例：冷蔵ケース等）

※給水・排水なし

※電気を使用する出展者は別途申込を行うこと。

②実演販売コーナー（飲食）

→対面 7.1m（4 間）×奥行 3.56m（2 間）を１ブースする。

（主催者が準備）会議用テーブル１台、イス１脚

※簡易営業許に必要な許可を取得していること。

※移動販売車での出店も可とする。

※ブース内の給水・排水設備は各自で準備お願いします。

※電気を使用する出展者は別途申込を行うこと。

(2) 出展事業者は、申込以外の物品等を新たに、取り扱う場合は、事前に主催者の承認を得ること。

(3) 実演販売コーナー出展事業者は、保健所に出店予定届を提出すること。

(4) 実演販売を行う場合の給排水について

貯水容器（流水式・100 ﾘｯﾄﾙ以上）と、調理用等で使用した水を貯める汚水容器（100 ﾘｯﾄﾙ以上）を準備すること。使用後は、各自で持ち帰り処理をお願いします。

(4) 火気を扱う場合は、以下に留意してください。

(A) カセットコンロを使用する際の留意事項

カセットコンロ本体やカセットボンベが異常に熱せられると、カセットボンベ内部が高圧になり爆発する恐れがあることから、以下の点に留意すること。

①カセットコンロは２台以上並べて使用しないこと。

②カセットボンベ容器のカバーを覆うような大きな調理器具を使用しないこと。

③カセットコンロの上での炭の火おこしをしないこと。

④消火器を準備すること。

(B) ガスコンロ等を使用する際の留意事項

①ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は、器具との接続部分をホースバンド等で締め付け、適正な長さで取り付けること。

②ゴムホースは、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。

③プロパンガスボンベを使用する場合は、火元近くを避ける且つ、直射日光のあたらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう固定すること。

④消火器を準備すること。

(5) 出展権利の転売ならびに店貸しは禁止とします。

(6) 酒類販売を行う業者は税務署にて期限付酒類小売業免許の申請をしてください。

(7) 盗難等の事故が発生した場合、主催者はその責任を負いません。

(8) 他の出展者の迷惑にならないようにしてください。

３．ゴミについて

(1) ごみはなるべく出さないようご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

(2) 各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃について、責任をもって行うこと。ごみの分別は各自で責任をもって行ってください。

(3) 油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁止します。バケツ、水切り等を準備し、各自で処理をお願い致します。

(4) 他の出展者の迷惑とならないよう各自でごみの管理をお願いいたします。また、イベント終了後は、ブース内で出た生ごみ、資源ごみ、廃油等のゴミは、各自にてお持ち帰りください。

４．免責事項（盗難・会期短縮・中止時の出展料返還）について

(1) まつり期間中の警備には、万全を期す予定ですが、万一盗難等にあった場合、主催者は、その責任を負いかねますのでご了承ください。

(2) 台風等天候異変により開催が不可能又は開催期間が短縮されても徴収した出展料の返還及びこれにより生じた損害賠償は一切行いません。

５．出展の中止、撤去命令等

本事項に著しく反すること。又はまつり運営に非協力的である事から産業まつりへの出展に不適当且つ不適切な出展者であると主催者が判断した場合は、出展の中止及び撤去等を命じます。尚、徴収した出展料の返金及びこれにより生じた損害賠償は一切行いません。

新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（出展者・来場者用）

１．基本チェックリスト

- ☑ 従業員の就業前の体温測定
- ☑ 従業員の手指消毒の徹底
- ☑ 従業員のマスク着用
- ☑ 入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- ☑ 入場者に対するマスク着用お願いの周知

２．基本的な感染拡大予防対策

⑴ 感染防止のための入場者整理の方法

①密にならないための対策

・会場内が混雑しないよう、必要に応じて入店制限を実施する。

・来客が並ぶ場合、2m 程度の間隔をあけるよう床にテープを貼り誘導する。

②発熱等の症状がある方の入場制限方法

・発熱や咳、頭痛等の症状がある方については、原則として、入店をお断りする。

③その他

・店内に体温計を設置し、必要に応じて計測するよう協力を求める。

⑵ 対人距離確保の方法

①接触感染対策

・席は対面にならないよう配置を工夫し、隣同士の間隔も可能な限り広くする。

②飛沫感染対策

・カウンターなどで席が対面になる場合、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

⑶ 施設・設備・物品等の消毒対策

・複数の人が触れる場所や共有物は適時消毒を行い、テーブル、筆記用具など高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行う。

・ブース内の消毒は１日１時間に１回のペースで実施する。

３．独自の感染予防対策

⑴ 他人と共有する物品は可能な限り少なくする。

⑵ 食べ飲み歩きの禁止を徹底する。

（所定の場所で着座しての飲食は可とする。）